

新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟県へのUターンを促進するため、Uターンする本県出身者に対し、奨学金等の返還に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 専修学校の専門課程、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院をいう。
- (2) 本県出身者 新潟県内(以下「県内」という。)に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又は高等専門学校を卒業した者をいう。
- (3) 奨学金等 次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第一種奨学金及び第二種奨学金)
 - イ 新潟県奨学金(月額で貸与されたものに限る。)
 - ウ 母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金)
 - エ 生活福祉資金貸付制度(教育支援費)
- (4) 公務員 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員をいう。
- (5) 雇用 次のすべてに該当するものをいう。
 - ア 雇用期間が1年以上(1年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む。)の労働契約を締結していること。
 - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(支援対象者の認定)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、県内に転入した日から起算して6か月以内に、別記第1号様式を知事に提出し、支援対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類
- (4) 奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金

額が分かる書類

- (5) 次条の要件をすべて満たすこととなった日の属する年度の前年度の3月31日における奨学金等の残額(利息及び高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。)が分かる証明書又は書類
 - (6) 履歴書
 - (7) 次条第3号に規定する就業期間が分かる退職証明書
 - (8) その他支援対象者の認定に必要な書類
- 3 知事は、助成金の交付を受けようとする者について次条の要件を満たしているものとして支援対象者に認定したときは、その旨を別記第2号様式により通知するものとする。

(支援対象者の要件)

第4条 支援対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本県出身者で、平成30年4月1日以降に、新潟県外(以下「県外」という。)から県内に転入し、住民登録した者であること。
- (2) 県内に転入した日における年齢が30歳未満の者であること。
- (3) 大学等卒業後、県外において、通算1年以上の就業期間を有する者であること。
- (4) 前条の規定により、別記第1号様式を知事に提出した時点において、次のいずれかに該当する者であること。ただし、公務員は除く。
 - ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に雇用されている者
 - イ 県内の個人事業主に雇用されている者
 - ウ 県外に主たる事務所を有する法人又は団体の県内に所在する事務所又は事業所に、県内に所在する事務所又は事業所においてのみ勤務することを条件として雇用されている者
 - エ 県内において個人で農業、漁業その他の事業を営む者又はその事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に規定する事業専従者をいう。)
 - オ 県内に主たる事務所を有する法人を設立し、経営している者
- (5) 県内において就業した日の属する年度において、大学等に在学している期間に修学のために貸与を受けた奨学金等(高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。)の返還を行っている者であること。
- (6) 過去に前条第1項に基づく認定を受けたことがない者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援対象者の認定の取消し)

第5条 第3条第1項の規定により支援対象者の認定を受けた者が、助成金の交付を辞退しようとするときは、その旨を別記第3号様式により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があった場合は、知事は第3条第1項に基づく支援対象者の認定を取り消し、その旨を別記第4号様式により通知するものとする。なお、認定の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。
- 3 知事は、支援対象者が次の各号の一に該当する場合においては、第3条第1項の規定に基づく支援対象者の認定を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由なくして、規則第20条の規定による知事の措置に応じないとき。
 - (2) この要綱若しくは規則の規定、この要綱若しくは規則の規定に基づく知事の指示又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- 4 前項で支援対象者の認定を取り消した場合、別記第4号様式により通知するものとする。なお、認定の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(支援対象者の認定申請内容の変更)

- 第6条 第3条第1項の規定により支援対象者の認定を受けた者は、第3条第1項の規定による申請書の内容に変更があったときは、速やかに別記第5号様式により知事に届け出なければならない。
- 2 前項の届出により、県外への転出又は県外での就業が認められる場合は、前条第2項の規定に準じるものとする。ただし、支援対象者の責めに帰さない、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(助成金の交付)

- 第7条 第3条第1項の規定により支援対象者の認定を受けた者のうち、第4条の要件をすべて満たすこととなった日の属する年度の翌年度以降の各年度の4月1日において、次の各号の要件をすべて満たす者に対して、助成金を交付する。
- (1) 県内に定住することを目的として住所を有する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者。ただし、公務員は除く。
 - ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に雇用されている者
 - イ 県内の個人事業者に雇用されている者
 - ウ 県外に主たる事務所を有する法人又は団体の県内に所在する事務所又は事業所に、県内に所在する事務所又は事業所においてのみ勤務することを条件として雇用されている者
 - エ 県内において個人で農業、漁業その他の事業を営む者又はその事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に規定する事業専従者をいう。)
 - オ 県内に主たる事務所を有する法人を設立し、経営している者
- 2 前項の規定にかかわらず、各年度の4月1日において前項の要件を満たさない場合であっても、次の各号の要件をすべて満たすこととなったときは、助成金を交付する。

- (1) 4月1日において前項各号の要件を満たさない理由が支援対象者の責めに帰さないもので、知事がやむを得ないと認めるとき。
 - (2) 各年度の3月31日までの間に前項各号の要件をすべて満たしているとき。
- 3 前2項の要件を全て満たす者であっても、要件を満たすこととなった年度の4月1日以降において、次の各号の一に該当する場合には、助成金を交付しないことができる。
- (1) 正当な理由なくして、規則第20条に基づく知事の措置に応じないとき。
 - (2) この要綱若しくは規則の規定、この要綱若しくは規則の規定に基づく知事の指示又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の額)

- 第8条 助成金の額は、規則第3条第1項の規定により交付の申請書を提出する日(以下「申請時」という。)の属する年度の前年度において返還した奨学金等の額(利息及び高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。以下この条において同じ。)とする。ただし、20万円を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請時において既に助成金の交付を受けている場合にあっては、第4条の要件をすべて満たすこととなった日の属する年度の前年度の3月31日における奨学金等の残額(利息及び高等専門学校 of 1年から3年在学時に貸与されたものを除く。)に2分の1を乗じて得た額と120万円のいずれか少ない額(以下「支援上限額」という。)から既に交付を受けた助成額の累計額(以下「助成総額」という。)を減じた額と、前項の額のいずれか少ない額を助成金の額とする。
- 3 第1項の「前年度において返還した奨学金等の額」に対して、この要綱による助成金以外で、奨学金等の返還支援を目的として行われる給付、貸与機関への代理返還その他これに準ずる支援がある場合(以下「返還支援」という。)、助成金の額からその額を減じるものとする。
- 4 前各項の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援期間)

- 第9条 助成金の支援を受けることができる期間は、助成総額が支援上限額に達するまでとする。ただし、第4条の要件をすべて満たすこととなった日の属する年度の翌年度から6年間を上限とする。

(交付申請)

- 第10条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第6号様式のとおりとし、知事が指示する日までに知事に提出しなければならない。なお、別記第6号様式は、規則第12条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 本人確認書類

- (2) 住民票の写し
- (3) 第4条第4号アからウまでのいずれかに該当する場合は、勤務証明書（別記第7号様式）
- (4) 第4条第4号エに該当する場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（はじめて申請する場合のみ）及び確定申告書の写しその他個人事業を営んでいる又は事業専従者であることが分かる書類
- (5) 第4条第4号オに該当する場合は、商業登記簿謄本
- (6) 奨学金等の返還を証するもの及びその返還額（利息及び高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。）が分かる明細書

（交付の条件）

第11条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 前条第1項の規定による申請書を提出した日から1年以内に、離職や廃業など申請書の内容に変更が生じた場合は、別記第5号様式により、速やかに知事に届け出ること。
- (2) 第8条第3項に該当する返還支援を受けることとなった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（決定の取消し）

第12条 知事は、支援対象者が次の各号の一に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なくして、規則第20条の規定による知事の措置に応じないとき。
- (2) この要綱若しくは規則の規定、この要綱若しくは規則の規定に基く知事の指示又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

（支援対象者の認定の申請期限の特例）

2 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に県内に転入した者については、第3条第1項中「県内に転入した日から3か月以内に」とあるのは「平成28年9月30日までに」と読み替えて適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に県内に転入し、住民登録した者であって、施行期日前に改正前の新潟県 U ターン促進奨学金返還支援助成金交付要綱(以下「改正前要綱」という。)第 3 条第 1 項の規定による支援対象者の認定を受けていない者については、改正後の新潟県 U ターン促進奨学金返還支援助成金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定(第 2 条第 5 号(改正前要綱第 3 条第 1 項の規定による認定時を除く。)、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 11 条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、改正後要綱第 10 条第 2 項第 2 号に規定する勤務証明書については、なお従前の例による。
 - (1) 支援対象者の認定時(改正前要綱第 3 条第 4 項の規定による報告をしたときを含む。)において、改正前要綱第 4 条第 4 号アからウまでのいずれかに該当している。
 - (2) 改正後要綱第 10 条第 1 項の規定に基づく申請書の提出が支援対象者の認定を受けた後、初めてである。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日以前に改正前要綱第 3 条第 1 項の規定により支援対象者の認定を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当する場合は、改正後要綱第 10 条第 2 項第 2 号に規定する勤務証明書については、なお従前の例による。
 - (1) 支援対象者の認定時(改正前要綱第 3 条第 4 項の規定による報告をしたときを含む。)において、改正前要綱第 4 条第 4 号アからウまでのいずれかに該当している。
 - (2) 改正後要綱第 10 条第 1 項の規定に基づく申請書の提出が支援対象者の認定を受けた後、初めてである。
- 4 改正前要綱第 3 条第 3 項の規定による通知において、「認定の条件」が付されている者にあつては、平成 31 年 3 月 31 日までの間、改正前要綱第 5 条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による支援対象者の認定は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。